

我孫子市障害者等在宅生活支援事業規則の一部を改正する規則

我孫子市障害者等在宅生活支援事業規則（平成12年規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 障害者等在宅生活支援事業 第1節から第11節まで 略 <b>第12節 福祉用具貸与・購入費助成事業（第24条の8―第24条の10）</b> 第3章から第6章まで 略 附則 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 障害者等 次に掲げる者をいう。 ア 略 イ 難病患者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で	目次 第1章 略 第2章 障害者等在宅生活支援事業 第1節から第11節まで 略 第3章から第6章まで 略 附則 （定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 障害者等 次に掲げる者をいう。 ア 略 イ 難病患者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で

あって政令で定めるものによる  
障害の程度が主務大臣が定める  
程度である者

**ウ がん患者 医師が、がんと診  
断し、一般に認められている医  
学的知見に基づき回復の見込  
みがない状態に至ったと判断  
した者で、日常生活を営むのに  
支障があるもの**

- (2) 障害者等在宅生活支援事業  
障害者等が住みなれた地域で安  
心した生活が営めるよう支援す  
るために実施する次に掲げる事  
業をいう。

アからサまで 略

**シ 福祉用具貸与・購入費助成事  
業**

(利用の要件)

第15条 配食サービス事業を利用でき  
る障害者等は、次の要件を備えた者  
とする。

- (1) 略  
(2) 調理及び外出が困難で安否の  
確認を必要とすること。

(3)及び(4) 略

(助成額)

第17条 助成額は、前条の規定により  
算定した経費の2分の1の額(100円  
未満の端数が生じたときは、これを  
切り捨てた額)とし、重度身体障害

あって政令で定めるものによる  
障害の程度が厚生労働大臣が定  
める程度である者

**ウ 悪性新生物患者 日常生活  
を営むのに支障のあるがん末  
期患者で、在宅で療養が可能な  
程度に症状が安定していると  
医師によって判断されるもの**

- (2) 障害者等在宅生活支援事業  
障害者等が住みなれた地域で安  
心した生活が営めるよう支援す  
るために実施する次に掲げる事  
業をいう。

アからサまで 略

(利用の要件)

第15条 配食サービス事業を利用でき  
る障害者等は、次の要件を備えた者  
とする。

- (1) 略  
(2) 調理が困難で安否の確認を必  
要とすること。

(3)及び(4) 略

(助成額)

第17条 助成額は、前条の規定により  
算定した経費の2分の1の額(100円  
未満の端数が生じたときは、これを  
切り捨てた額)とし、重度身体障害

者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付されている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の肢体不自由のうち下肢、体幹又は移動機能障害に該当するもののうち、1級、2級又は3級に該当するもの）、重度精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する者）、その他の障害者、難病患者及び**がん患者**につきそれぞれ別表第1に掲げる額を限度とする。

（助成の要件）

第18条 住宅改造費助成事業を利用することができる障害者等は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に**記録されていること**。

(2)及び(3) 略

(4) 法令その他の規定による住宅

者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付されている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の肢体不自由のうち下肢、体幹又は移動機能障害に該当するもののうち、1級、2級又は3級に該当するもの）、重度精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級に該当する者）、その他の障害者、難病患者及び**悪性新生物患者**につきそれぞれ別表第1に掲げる額を限度とする。

（助成の要件）

第18条 住宅改造費助成事業を利用することができる障害者等は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に**記録されている65歳未満の者（ただし、難病患者及び悪性新生物患者については、65歳以上の者も対象とする。）**

(2)及び(3) 略

(4) 法令その他の規定による住宅

改造費助成事業を利用することができないこと。

(利用の要件)

第21条 緊急通報システム事業を利用することができる障害者等は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1)及び(2) 略

(3) 脳血管疾患、心疾患等による発作、急変等により、緊急搬送のおそれがあること。

(4) 法令その他の規定による緊急通報システム事業を利用することができないこと。

第12節 福祉用具貸与・購入費助成事業

(助成の対象)

第24条の8 福祉用具貸与・購入費助成事業は、介護保険法による給付対象とならないがん患者が在宅生活するために必要な福祉用具の貸与及び購入に係る費用を助成するものとし、助成の対象となる経費は、介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与及び同条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービスの利用に要した費用とする。

(助成の要件)

改造費助成事業を受けられる場合には、法令その他の規定による住宅改造費助成事業を上回る助成が必要である者と認められること。

(利用の要件)

第21条 緊急通報システム事業を利用することができる障害者等は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1)及び(2) 略

**第24条の9 福祉用具貸与・購入費助**

成事業を利用することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

(1) 第25条第5項の規定により申請する日及び福祉用具を購入した日又は福祉用具の貸与を受けている期間に本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている40歳未満のがん患者であること。

(2) 我孫子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業規則（平成21年規則第21号）その他法令等の規定による福祉用具貸与・購入費助成事業を利用することができないこと。

（助成額）

**第24条の10 助成額は、第24条の8に**

規定する経費に、別表第2税額等による階層区分の欄の区分に応じ、同表助成率の欄に定める率を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）又は同表助成限度額の欄に定める額（助成対象となるがん患者が既にこの規則による福祉用具の購入に係る助成を受けている場合にあつては、同表助成限度額の欄に定める額から既に助成を受けた額を控除して得た額）のい

**ずれか少ない額とする。**

(申請及び決定)

第25条 ホームヘルパーの派遣事業、ガイドヘルパーの派遣事業、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業、訪問入浴サービス事業、配食サービス事業、緊急通報システム事業、日中一時支援事業、代筆・代読ヘルパーの派遣事業**及び**失語のある人向け意思疎通支援者派遣事業を利用しようとする障害者等又は当該障害者等の保護者は、我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用申請書(様式第1号。**次項において「申請書」という。**)**に、次の各号に掲げる場合に該当する場合は当該各号に定める書類を添付し、**市長に提出しなければならない。

(1) **申請に係る障害者等ががん患者の場合 医師の意見書(様式第2号)**

(2) **ホームヘルパーの派遣事業のうち第3条第1項第1号に係る業務を希望し、又は訪問入浴サービス事業を利用しようとする場合 健康診断書(様式第3号)**

2 **前項**の規定にかかわらず、障害者等又は障害者等の保護者が継続申請

(申請及び決定)

第25条 ホームヘルパーの派遣事業、ガイドヘルパーの派遣事業、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業、訪問入浴サービス事業、配食サービス事業、緊急通報システム事業、日中一時支援事業、代筆・代読ヘルパーの派遣事業**並びに**失語のある人向け意思疎通支援者派遣事業を利用しようとする障害者等又は当該障害者等の保護者は、我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用申請書(様式第1号) **を**市長に提出しなければならない。**この場合において、ホームヘルパーの派遣事業のうち第3条第1項第1号に係る業務を希望し、又は訪問入浴サービス事業を利用しようとするときは、健康診断書(様式第2号)を添付するものとする。**

2 **前項後段**の規定にかかわらず、障害者等又は障害者等の保護者が継続

をしようとする場合において、当該申請に係る障害者等に障害状態の変化がないときは、同項各号の場合に該当する場合であっても、申請書に意見書又は健康診断書を添付することを要しないものとする。

3 住宅改造費助成事業を利用しようとする障害者等又は当該障害者等の保護者は、我孫子市障害者等住宅改造費助成申請書（様式第4号）に、申請に係る障害者等ががん患者の場合の意見書、第18条第2号に規定する当該住宅の改造の承認を得た場合の住宅改造工事承諾書（様式第5号）のほか、必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により住宅改造費助成事業の利用を申請しようとする障害者等又は当該障害者等の保護者は、事前に住宅の改造について市長と協議しなければならない。

5 福祉用具貸与・購入費助成事業を利用しようとする者又は当該事業を利用することができる者と同一の世帯等に属する者として市長が適当と認める者は、福祉用具の貸与を受けた日又は購入をした日の属する月の末日から起算して1年を経過する日までに、我孫子市障害者等福祉用具貸与・購入費助成申請書（様式第6

申請をしようとする場合において、当該申請に係る障害者等に障害状態の変化がないときであって、継続して利用がある場合は、健康診断書を添付することを要しないものとする。

3 住宅改造助成事業を利用しようとする障害者等又は当該障害者等の保護者は、我孫子市障害者等住宅改造費助成申請書（様式第3号）に必要書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

4 前項の規定により住宅改造助成事業を利用しようとする障害者等又は当該障害者等の保護者は、事前に住宅の改造について市長と協議しなければならない。

5 第18条第2号に規定する当該住宅の改造の承認を得た者は、住宅改造工事承諾書（様式第4号）を申請書に添付しなければならない。

号)に、意見書のほか、必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

6 市長は、第1項、第3項**又は前項に規定する**申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、**それぞれ**我孫子市障害者等在宅生活支援事業決定・却下通知書(様式第7号)、我孫子市障害者等住宅改造費助成決定・却下通知書(様式第8号)**又は我孫子市障害者等福祉用具貸与・購入費助成決定・却下通知書(様式第9号)**により、**申請をした者**に通知するものとする。

(届出、**変更申請等**)

第26条 前条第6項の規定により**利用又は助成の**決定の通知を受けた者(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 利用者が第4条各号、第6条各号、第8条各号、第12条各号、第15条各号、第18条各号、第21条各号、第24条各号、第24条の3各号、第24条の7各号**又は第24条の9各号**に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)及び(3) 略

2 **住宅改造費助成事業**の利用者は、

6 市長は、第1項**又は第3項の**申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、我孫子市障害者等在宅生活支援事業決定・却下通知書(様式第5号)**又は**我孫子市障害者等住宅改造費助成決定・却下通知書(様式第6号)により**当該申請者**に通知するものとする。

(届出)

第26条 前条第6項の規定により、**決定の通知を受けた者**(以下「利用者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長にその旨を届け出なければならない。

(1) 利用者が第4条各号、第6条各号、第8条各号、第12条各号、第15条各号、第18条各号、第21条各号、第24条各号、第24条の3各号**又は**第24条の7各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2)及び(3) 略

2 **住宅改造助成事業**の利用者は、住



住宅改造に係る見積額、改造箇所その他の申請内容に変更が生じたときは、我孫子市障害者等住宅改造費助成変更申請書（**様式第10号**）に必要書類を**添付し**、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項に**規定する**申請書を受理したときは、**その内容**を審査し、**我孫子市障害者等住宅改造費助成変更・却下通知書（様式第11号）**により**申請をした者**に通知するものとする。

**（利用者負担額等）**

第27条 ホームヘルパーの派遣事業、ガイドヘルパーの派遣事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業又は代筆・代読ヘルパーの派遣事業の利用者は、**別表第2 税額等による階層区分の欄の区分に応じ、同表利用者等負担基準額の欄**に定める額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「利用者負担額」という。）を、利用する事業者に支払わなければならない。ただし、1月当たりの利用者負担額は、それぞれのサービスごとに、**同表税額等による階層区分の欄の区分に応じ、同表上限月額**の欄に掲げる額を上限とする。

- 2 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

住宅改造に係る見積額、改造箇所その他の申請内容に変更が生じたときは、我孫子市障害者等住宅改造費助成変更申請書（**様式第7号**）に必要書類を**添付の上**、市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、**変更内容**を審査し、**我孫子市身体障害者等住宅改造費助成変更・却下通知書（様式第8号）**により**利用者**に通知するものとする。

**（利用者負担額）**

第27条 ホームヘルパーの派遣事業、ガイドヘルパーの派遣事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業又は代筆・代読ヘルパーの派遣事業の利用者は、**別表第2**に定める額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「利用者負担額」という。）を、利用する事業者に支払わなければならない。ただし、1月当たりの利用者負担額は、それぞれのサービスごとに、**税額等による階層区分に応じ、上限月額**の欄に掲げる額を上限とする。

- 2 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

事業、障害者地域相談支援事業及び失語のある人向け意思疎通支援者派遣事業の利用に係る費用は、無料とする。

3 から 6 まで 略

7 第 1 項に規定する利用者負担額又は第 3 項及び第 4 項に規定する費用の徴収猶予又は減免を受けようとする利用者は、我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用者負担額（費用）徴収猶予・減免申請書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用者負担額（費用）徴収猶予・減免決定・却下通知書（様式第 13 号）により申請をした者に通知するものとする。

（完了報告及び請求）

第 28 条 住宅改造費助成事業の利用者は、助成の決定に係る住宅改造を完了したときは、速やかに住宅改造完了報告書（様式第 14 号）を市長に提出し、確認を受けなければならない。

2 住宅改造費助成事業の利用者は、前項の規定による確認を受けたときは、速やかに我孫子市障害者等住宅改造費助成金請求書（様式第 15 号）

事業、障害者地域相談支援事業並びに失語のある人向け意思疎通支援者派遣事業の利用に係る費用は、無料とする。

3 から 6 まで 略

7 第 1 項、第 3 項及び第 4 項に規定する費用の徴収猶予又は減免を受けようとする利用者は、我孫子市障害者等在宅生活支援事業費用徴収猶予・減免申請書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項の申請書を受理した場合において、これを審査し、適当と認めたときは、我孫子市障害者等在宅生活支援事業費用徴収猶予・減免決定通知書（様式第 10 号）により当該利用者に通知するものとする。

（完了届及び交付請求）

第 28 条 住宅改造助成事業の利用者は、助成金の交付に係る住宅改造を完了したときは、速やかに住宅改造完了報告書（様式第 11 号）を市長に提出し、確認を受けなければならない。

2 住宅改造助成事業の利用者は、前項の規定による確認を受けたときは、我孫子市障害者等住宅改造費助成金請求書（様式第 12 号）を市長に

を市長に提出するものとする。

### 3 福祉用具貸与・購入費助成事業の

利用者は、第25条第6項の規定による助成の決定を受けたときは、速やかに、我孫子市障害者等福祉用具貸与・購入費助成金請求書（様式第16号）を市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第29条 市長は、前条第2項**又は第3項**の規定による助成金の**請求**があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（**助成の決定**の取消し）

第31条 市長は、**住宅改造費助成事業****又は福祉用具貸与・購入費助成事業**の利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、**助成の決定**の一部又は全部を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

2 市長は、前項の規定により**助成の決定**を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその一部又は全部の返還を命じるものとする。

（委託）

第32条 市長は、**障害者等在宅生活支援事業**を次の各号に掲げる障害者等在宅生活支援事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業者又は市長が認めた事業者に委託すること

提出するものとする。

（助成金の交付）

第29条 市長は、前条第2項の規定による助成金の**交付請求**があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（**住宅改造助成**の取消し）

第31条 市長は、**住宅改造助成事業**の利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、**助成金の交付決定**の一部又は全部を取り消すことができる。

(1)及び(2) 略

2 市長は、前項の規定により**助成金の交付決定**を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその一部又は全部の返還を命じるものとする。

（委託）

第32条 市長は、次の各号に掲げる障害者等在宅生活支援事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業者又は市長が認めた事業者に委託することができる。

ができる。

(1) ホームヘルパーの派遣事業 障害者総合支援法第29条第1項に**規定する**指定障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）のうち市内に事業所を置くもの

(2)から(7)まで 略

(1) ホームヘルパーの派遣事業 障害者総合支援法第29条第1項に**規定にする**指定障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）のうち市内に事業所を置くもの

(2)から(7)まで 略

別表第1中「悪性新生物患者」を「がん患者」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第24条の10、第27条関係）

税額等による階層区分		上限月額	利用者等 負担基準 額	助成限度額	助成率
A	利用者等が生活保護法第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給者である場合	0円	0円	貸与の場合 40,000円/月 購入の場合 100,000円	100 / 100
B	利用者等の当該年度（利用決定のあった日の属する月（福祉用具の貸与又は購入の場合	0円	0円		100 / 100

	は、貸与を受けた月又は購入をした日の属する月をいう。以下同じ。)が4月から6月までの場合にあつては、前年度)の市町村民税が非課税である場合(A階層に該当する利用者等を除く。)				
C	利用者等の当該年度(利用決定のあった日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度。以下同じ。)の市町村民税が均等割のみ課税されている場合(A階層に該当する利用者等を除く。)	1,500円		報酬額の5%	95 / 100
D	利用者等の当該年度の市町村民税の所得割の額が右欄のいずれかに	250,000円以下	5,000円	報酬額の7.5%	92.5 / 100
E	該当する場合(A階層に該当する利用者等を除く。)	250,001円以上	10,000円	報酬額の10%	90 / 100

備考

- 1 利用者等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

(1) 障害者等が18歳に満たない場合

ア 障害者等が婚姻をしていない場合にあつては、障害者等及び障害者等と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる父又は母（市町村民税の額が最も高い者に限る。）

イ 障害者等が婚姻をしている場合にあつては、障害者等及び障害者等と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は父若しくは母（市町村民税の額が最も高い者に限る。）

(2) 障害者等が18歳以上の場合

ア 障害者等が婚姻をしていない場合にあつては、障害者等本人

イ 障害者等が婚姻をしている場合にあつては、障害者等及びその配偶者

2 報酬額とは、本市のそれぞれのサービスの委託契約単価に利用時間に乗じた額をいう。

3 市町村民税の所得割の額を算定する場合は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び同法附則第5条の4の2第6項の規定により控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算するものとする。

(2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(3) 利用者等が当該年度の初日の属する年（利用決定のあった日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年）の1月1日において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252

条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有した者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した者とみなして算定するものとする。

様式第1号中「第25条第1項関係」を「第25条関係」に、「、又は」を「又は」に、「過去半年間」を「申請日から6か月前までの間に」に、

- 2 添付書類の利用者等又は生計中心者の当該年度の市町村民税課税(非課税)証明書は、利用決定をする月が4月から6月までの場合には、「当該年度」とあるのは、「前年度」と読み替えるものとする。

」を

「

- 2 申請者が、がん患者の場合は、医師の意見書(様式第2号)を添付すること。

- 3 添付書類の利用者等又は生計中心者の当該年度の市町村民税課税(非課税)証明書は、利用決定をする日の属する月が4月から6月までの場合には、「当該年度」とあるのは、「前年度」と読み替えるものとする。

」に

改める。

様式第12号中「第28条第2項関係」を「第28条関係」に、

「

住 所	
氏 名	
電 話	( )

」を

「

住 所	
氏 名	
電話番号	

」に、

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		請求者との続柄	
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳

」を

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		請求者との続柄	

」に改

め、同様式を様式第15号とし、同様式の次に次の1様式を加える。



様式第 1 1 号中「第 2 8 条第 1 項関係」を「第 2 8 条関係」に、

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳

」を

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	

」に改

め、同様式を様式第 1 4 号とする。

様式第 1 0 号中「第 2 7 条第 8 項関係」を「第 2 7 条関係」に、「我孫子市障害者等在宅生活支援事業費用徴収猶予・減免決定通知書」を「我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用者負担額（費用）徴収猶予・減免決定・却下通知書」に、「費用の徴収」を「利用者負担額又は費用の徴収」に、「費用の猶予期間」を「猶予期間」に、「費用の減免」を「減免」に、「費用合計」を「利用者負担額（費用）合計」に、「の費用」を「の利用者負担額（費用）」に改め、同様式を様式第 1 3 号とする。

様式第 9 号中「第 2 7 条第 7 項関係」を「第 2 7 条関係」に、「我孫子市障害者等在宅生活支援事業費用徴収猶予・減免申請書」を「我孫子市障害者等在宅生活支援事業利用者負担額（費用）徴収猶予・減免申請書」に、「係る費用」を「係る利用者負担額（費用）」に、「とする費用」を「とする利用者負担額（費用）」に、「の費用」を「の利用者負担額（費用）」に、「費用合計」を「利用者負担額（費用）合計」に改め、同様式を様式第 1 2 号とする。

様式第 8 号中「第 2 6 条第 3 項関係」を「第 2 6 条関係」に、「障害者住宅改造費」を「住宅改造費」に、

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳

」を

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	

」に改

め、同様式を様式第 1 1 号とする。

様式第 7 号中「第 2 6 条第 2 項関係」を「第 2 6 条関係」に、「障害者等住宅改造費の」を「住宅改造費の」に、

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳

」を

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	

」に、

「助成金交付決定通知書」を「助成決定通知書」に改め、同様式を様式第 1 0 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第6号中「第25条第6項関係」を「第25条関係」に、「障害者住宅改造費」を「住宅改造費」に、

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	
	生年月日	年 月 日	年 齡	歳

」を

「

助成対象者	住 所			
	氏 名		申請者との続柄	

」に改

め、同様式を様式第8号とする。

様式第5号中「第25条第6項関係」を「第25条関係」に、「障害者在宅生活支援事業」を「障害者等在宅生活支援事業」に改め、同様式を様式第7号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第4号中「第25条第5項関係」を「第25条関係」に、

「

助成対象者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	年 齢	歳

」を

「

助成対象者	住 所			
	氏 名			

」に、

「

電話番号	( )
------	-----

」を

「

電話番号	
------	--

」に改め、同様式を様式第5号

とする。

様式第3号中「第25条第3項関係」を「第25条関係」に、「障害者等住宅改造費の」を「住宅改造費の」に、「障害者等住宅改造費助成金の交付決定」を「住宅改造費助成金の交付の決定」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「第25条第1項関係」を「第25条関係」に改め、同様式を様式第3号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の我孫子市障害者等在宅生活支援事業規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の我孫子市障害者等在宅生活支援事業規則の規定に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。